



平成 24 年 3 月 28 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航

電話番号：03-5456-3051

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社がチャン斯拉ボ株式会社（以下、「チャン斯拉ボ」といいます）から平成 21 年 9 月 28 日付けで提訴されている損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 24 年 3 月 28 日

#### 2. 訴訟の経緯

平成 21 年 9 月 28 日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成 21 年 10 月 21 日付け「訴訟の提起（経過）に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、複合商業施設「中野サンプラザ」の再開発事業として、チャン斯拉ボを含む複数社と同施設の運営会社である株式会社中野サンプラザ間で取り交わされた 10 年間の同施設運営継続を前提とする投資契約が、当社及び当時の当社代表取締役が株式会社中野サンプラザとの間で行った不適切な取引等の発覚を契機として事業継続が困難となり、当該事業から撤退を余儀なくされたことで本件投資契約の実現が不能となり、得べかりし利益が発生したなどとして、当社及び当社元代表取締役らに対して原告の得べかりし利益 260 百万円、及びこれに対する本件投資契約が履行不能になった日である平成 20 年 12 月 22 日から支払い済に至るまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を受けておりました。

当社といたしましては原告からの請求原因にて述べられている当社と株式会社中野サンプラザとの間で行った取引は、複数の調査の結果により、いずれも本取引が正当な取引であることが確認されており、且つ、本取引に関する別訴においても当該取引は適正な取引であるとの判決が確定しており、当社には損害賠償義務はないことを主張し争ってまいりました。

#### 3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 4. 今後の見通し

当社の主張が認められており、当該判決により当社の平成 24 年 12 月期の連結業績への影響はありません。なお、本判決に対して、原告より控訴が提起された場合にも引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存であります。

以 上